

## 和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

### 1 委任先決事項

交通事故の損害賠償請求事件について和解し、その額を定めること。

### 2 委任専決年月日

令和7年10月31日（金）

### 3 損害賠償額

220万円（県費負担208万8,000円）

### 4 概要

#### (1) 関係者

原告 神戸市須磨区 女性

被告 神戸市長田区 男性 外1名

参加人 兵庫県（代表者 兵庫県知事）

#### (2) 訴訟の原因となった交通事故

令和元年9月14日（土）午後8時45分頃、神戸市須磨区内の月見山オフランプを青色信号に従って西進してきた原告運転の普通乗用自動車と、山畠橋交差点を青色信号に従って東進右折し右カーブを西進してきた被告運転の普通乗用自動車が衝突する交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

#### (3) 本件訴訟の提起

令和5年3月、原告は、被告に本件事故の賠償責任があるとして、被告に対して549万2,537円の支払を求める訴訟を提起した。

#### (4) 訴訟参加

令和6年8月、被告が、兵庫県には信号機の設置及び管理に瑕疵があり本件事故につき一定の責任があるとして、兵庫県に訴訟告知したことから、訴訟參加した。

### 5 和解の経緯

令和7年8月、神戸地方裁判所から和解案の提示があり、原告及び被告がこれに応じる意向を示し、和解案の内容も妥当であったことから、兵庫県はこれに応じて和解した。